

14 世紀シュテルツィング（南チロル）証文研究

—— 5 枚のドイツ騎士団証文 ——

松 尾 誠 之

序

本稿は 14 世紀の 139 枚のシュテルツィング (Sterzing) 証文の中から拙稿 A の 4. 「actum et datum」において日付の表記が *der prief ist geben* の形式を取る 6 枚の証文 (Urkunden) 中、ドイツ騎士団⁽¹⁾ が発行者である 5 枚の証文：6 (1332 年)、9 (1335 年)、10 (1336 年)、12 (1338 年)、32 (1367 年)⁽²⁾ について語学的に考察したものである⁽³⁾。

日付の形式が同一であることはなんらかの相互関係のあることを窺わせる。しかも上記の形式は以前述べたように⁽⁴⁾ 同じバイエルン方言に属するとはいえ遠く離れた Niederösterreich の地域では圧倒的にこの形式が使われているのに対し⁽⁵⁾、シュテルツィング証文では僅か 6 枚しかない。シュテルツィング証文では始め *daz ist geschehen* の形式が優勢で、後にこれを簡略化した *geschehen* の形式へ移っていくというのが大まかな流れである⁽⁶⁾。このような流れの中で *der prief ist geben* の形式は異質なものとなっている⁽⁷⁾。

証文はその一つ一つがそれぞれの事情で作成されたものであり、調査対象が何であるかにもよるが、語学的資料として扱う際にはそれぞれを独立した一個の資料として一定程度精査する必要がある。複数の証文を分類整理するときには発行者・受領者を手がかりとすることは一般に行われているところであるが、日付 (Datierung) の形式を顧慮したものは見あたらない。13 世紀の証文における日付の形式の地域差に注目したのは de Boor であったが、まもなく没し、その後、日付の形式を手がかりに証文を分類することは行われていないようである。これは多くの証文に渡ってその日付の形式を相互に比較することが困難であるという事情も関係していると思われる。筆者は一地域の証文について日付を手がかりとして分類することを思いつき、試行錯誤の末、日付の形式を省略記号化することを考案するに至った⁽⁸⁾。この省略記号化した日付の形式の一覧を見れば、一群の証文に

においてそこにどのような類似・相違があるかが一目瞭然となり、どの形式がどのように分布しているかを容易に見通すことができる。

勿論本稿で選んだ 5 枚の証文の共通点である「日付の形式」、「ドイツ騎士団のもの」ということにしても多くの要因の中の二つであり、これをもって直ちにこの 5 枚の証文を同質の資料だ、などということとはできない。あくまで多数の証文の中から対象を抽出する際の手がかりにするというに過ぎないが、日付の形式という言語外の判断基準で証文を分類することはかなりの程度まで有効だと思われる。

日付の形式

我々の 5 枚の証文はドイツ騎士団の地方管区長(Landkomtur)を発行者(Aussteller)とするものである。まず最初に問題となるのは組織としてのドイツ騎士団が証文の形式、ここで言えば日付の形式というものについて実際に規制力を持っていたか⁽⁹⁾、ということである。これら 5 枚の証文よりも以前か以後に書かれたものであり、時期的には重ならないが、この他にドイツ騎士団の証文には 2, 3, 37, 38, 39, 41, 102, 103, 141 があり、そこでは日付の形式が別のものとなっている。即ち 2 と 3 では ditze(s) ift gefchehen であり、37, 38, 39, 141 では gefchehen、41 は daz ift gefchehen、102 は geben、103 は der da geben ift となっている。分量的に多くはないのであるが、一貫した日付の形式が見られない。組織としての伝統的な日付の形式が存在しないのである。もし複数の書き手が一定の形式に従って書いていれば組織側からの規制のあったことが推測される。証文 2 と 3 は一致し、本稿の 5 枚は一致している。従って、ある期間だけは一定の形式で記すことは行われていたのであろうが、長期に渡って使用され、それが伝統となるような拘束力はなかったと考えられる。実際、我々の 5 枚の後、1 年半で別な形式、しかも geschehen という当時の多数派の形式で書かれる証文が現れているのである。

このような状況の中でこの地域に異質な der prief ist geben という形式が現れたのはドイツ騎士団という広域組織なるが故であろう。また時期については 6, 9, 10, 12 は 6 年間という比較的短い期間に書かれているが、証文 12 と 32 の間には約 30 年の差がある。ところが 1 の位の数が基数か序数かの違いを別にすれば他の部分は完全に一致しているのである。しかし

ながら 30 年間ドイツ騎士団に係わる証文がないので、32 と他の 4 枚との一致が必然的なものかどうかの判断はしばらく控えざるをえない。

拙稿 A のこの 5 枚の部分を記せば以下のようにになっている⁽¹⁰⁾。

006(1332/02/02)	DerPrIGb	NCsGbt	Hj&	IdE	&Znj	Tg	Ot
009(1335/01/22)	DerPrIGb Ot	DoMzNUhGbt	T	Hj&	IdEn	&Znj	Tg
010(1336/02/14)	DerPrIGb Ot	DoMzNCsGbt	T	Hj&	IdEn	&Znj	Tg
012(1338/04/23)	DerPrIGb Ot	DoMzNCsGbt	T	Hj&	IdEn	&Znj	Tg
032(1367/02/01)	DerPrIGb Ot	DoMzNCsGbt	T	Hj&	IdE	&Znj	Tg

細かく日付の部分を見れば証文 6 と 9, 10, 12, 32 とは異なっているところがある。即ち der prief ist geben の後で 9 以下では場所の表記が来るが、6 では場所は最後尾となっている。6 では nach Christes geburt となるが、9 以下では do man zalte となり、更に 9 では nach unsers Herrn geburt、10 以下は nach Christes geburt となっている。年表記は 6 では dreizehn hundert であり、9 以下は tausend drei hundert である。1 の位については 6 と 32 は基数、9, 10, 12 は序数である。このように 6 は der prief ist geben の部分こそ他の 4 枚と同じであるが、その後の部分ではかなり異なっている。9, 10, 12 は同一の書き手になるものであり、9 で unsers Herrn、10, 12 で Christes となっていること以外は全く同じ形式であり、約 30 年後の 32 も 10, 12 と全く同じ形式を取っている。

語学的分析：主として証文 6 について見、他の証文ではこれと異なる現象についてののみ言及する。

証文 6

1. 音

1.1. 母音

二重母音化：zeiten(3), Teutfchenhaufe(3), Hainreiches(5), Vlreiches(5), durnehtichleich(7), pei(9)等に見られるように、概ね二重母音化は浸透しているが、これを受けていない語が若干見られる。

a) langchumendiwer(1)

b) all welhifchiu land(=alle welschen Lande)(1) <中性複数 4 格>

c) æin ewigiu meffe(16) <女性単数 4 格>

d) diu felb verfaump^ete meffe(19) <女性単数 4 格>

e) vnfri infigle(25) <中性複数 4 格>

f) getziugen(26) <男性複数 1 格>

g) driuzehen(28)

まず a) langchumendiwer であるが⁽¹¹⁾、この語の後半部分は Lexer の見出し語として mhd. kommentiu, kummentiu の形で載っている⁽¹²⁾。この ... diwer は二重母音化が起こっていない。実際に証文 32 では ... deüer という二重母音化した形になっている。もともと外来系の語であり、それがドイツ語にどのような語形で受け入れられたか、また定着していったかについてはある程度慎重に見る必要がある。しかしこの場合、... iwer の iw が mhd. の iu を表していると見ることに問題はないであろう。

b) welhifschiu の -iu という語尾は Mhd. の規則的な形を示している。c) の ewigiu は Mhd. ならば 1 格の形であり、4 格では ewige とならなくてはならないところで、本来 1 格の形が 4 格に入り込んでいる。d) の diu も Mhd. ならば 1 格の形であり、4 格では die でなければならず、やはり本来 1 格の形が 4 格に入り込んでいる。e) は b) と同じで Mhd. の規則的な形である。f), g) は Mhd. の規則的な形である。以上見たところから c), d) については 1 格→4 格という転用が生じているが、それ以外は Mhd. の伝統的な形であることが判る。

次はなぜこのような二重母音化されない古い形が出てくるのか、という問題である。大勢は二重母音化しているのであるから、それを妨げる要因は何か伝統的なもののはずである。定型的な語句で、一定程度習慣化・固定化した場合は二重母音化という変化が阻止される可能性もあり得る。a), b) は Protokoll (冒頭部) の Intitulatio (名乗り)⁽¹³⁾ に出てくる。ところが Narratio (叙述文) ではあるが⁽¹⁴⁾、2 行目に ze difen zeiten, 3 行目に in vnserem Teutschenhaufe, 4 行目に ze den zeiten というように二重母音化した形が出てくる。これらの語句も一定程度定型的なものではある。a), b) の肩書きとこれらの語句を比較してみて両者の定型性にそれ程の相違があるとは感じられない。c) は手書きの原文では Ewigiu と大文字で始まっている。実は証文 10, 12 にもこの語句は現れており、いずれも Ewigiu Messe と大文字で始まっているところを見るとかなりの程度定型的なもののように見える。但し既に述べたようにこの語形は二重母音化していない点では Mhd. の状態であるが、Mhd. の文法規則とは異なった形である。1 格の形を 4 格に転用することが一般化した時期がかつてあ

り、それがその時期からの伝統的書法となってここに現れていることになる。

d) は「怠ったミサを」ということで Text (主要部) の Dispositio (処理文) に出るもので、特に定型的なものとは思われない。e) は Text (主要部) の末尾の Corroboratio (認証文) に出るものであり、「我々の印章を」ということで、多少は定型的と言えなくもないといった程度である。残りの2つは Eschatokoll (終結部) に属し、f) は Subscriptiones (証人列挙文)、g) は Datierung (日付・場所) に出るもので、これは定型的なものである。

以上のように見てくると、かなりの程度で定型的と言いうるのは c), f), g) で、これに次ぐのが a), b), e) である。d) についての判断は難しいが、diu felb 「(問題となる) その」といった語が定型化・固定化していたのかもしれない。

語中音脱落 (Synkope) : -ere- → -re-/-er- (但し e は Schwa を表す)

mit ^ēvnferr ^ēprüdre ... wort vnd will(3) : ^ēvnferr <複数 2 格> は mhd. unserer の最後の音節の e が脱落したものである。prüdre は *prüdere の最後から 2 番目の音節の e が語中音脱落を起こしている。datze ^ēvnferr (<^ēvnf'r) frawen(12) も同様⁽¹⁵⁾。

vnfers (<vnf's) ordens (7, 17, 19) ; ^ēvnfers (<^ēvnf's) hoves(23) では mhd. unseres の最後の音節の e が脱落している。これに対し chumendiweres(4), Hildegere(5), purgeren(10, 14), purgere(22) のように -ere- という音連鎖で母音脱落が生じていない場合もある。

脱落が生じるか生じないか、がどのような規則性に基づくものなのかは明らかでない。*prüdere → prüdre は -x̄x̄ → -x̄ という Mhd. に一般的な「3 音節語で強勢のある長音節に短音節が 2 つ続き真ん中の音節に強勢がなければその音節が脱落する」という規則にあてはまる。しかしこの規則は purgere, purgeren に、また恐らく後から 3 番目に強勢があるから chumendiweres にもあてはまるが、語中音脱落は起きていない。

語末音脱落 (Apokope) :

-en の脱落 : difem offen priue(2) では offen の語尾がついていないが、これは無語尾という形態的な現象ではなく、本来の *offenen という形から鼻音 n の後で -en が脱落する mhd. 末期バイエルン方言特有の現象である。この現象は鼻音 ng の後でも生じ⁽¹⁶⁾、その結果、この証文ではまだ Sterzin-

gen であるが、現在の地名は Sterzing となっている。

男性・中性単数 3 格の語尾の有無：語尾あり：-f, -s, -r：prieue(2)(⇔ prief(28)), Teutfchenhaufe(3), Teutfchenhaufe(14, 22), altare(15, 16, 16)(<mhd. altäre), jare(22)(<mhd. jâr)⇔語尾無し：-t, -d, -l：müt(6), Wibtal(11, 15), land(11, 15, 22), vrchünd(26), geburt(28)

これらのうち land, vrchünd は既に述べたように -d で終わっているところから、語尾がないのではなく、脱落が起きていることを示している。

語末音脱落は短音節の流音 (l, r)、鼻音 (m, n) の後で生じ易い⁽¹⁷⁾、とされるが、バイエルン方言では t の後でも、更に長音節の後でも生じるといふ⁽¹⁸⁾。これらの文法書の記述と比べて目につくのは -r の後で e が保たれていることである。ただしいずれも mhd. の形で r の前に長母音が来ている。

1.2. 子音

s/z⁽¹⁹⁾：拙稿 B で扱った証文と比べると s/z の書き分けに顕著な差が見られる。そこでは多くの場合、z を s と書くようになっていたのであったが⁽²⁰⁾、本稿の 5 枚では、付表から明らかなように、32 に若干の誤りが見られることを除けば、s/z の伝統的な書き分けが維持されている。-ss- の用例は全て meffe である。

同化：langchumendiwer(1)：大 Lexer には mhd. lant-commentiur の見出し語で載っている。lang- というように t > g となっているのは lant- の t が後続する軟口蓋音の ch に同化したものである。

p-/b-：形態素の先頭の位置になる場合、germ. b はバイエルン方言の通例として多く p で現れている。即ち gepirge, Pöczen (= Bozen 地名), prief, prüder, gepunden などとなっており、例外は Haÿmberch(1), beschaidenhæit(19), geburt(28)のみである。

-b：ob wir(17), diu felb verfaumpfte(19) <女性単数 4 格>, diu felb meffe(20) <女性単数 4 格>。ob は ahd. ibu その他の形を持ち出すまでもなく、Mhd. でも obe という語形があり、-e の脱落と考えられる。2 つの diu felb については証文 32 に出る diu felbe meffe(13) <女性単数 4 格> という例が比較の対となる。felbe の -e が脱落して⁽²¹⁾ felb となったと考えられる。では何故 *felp とならなかったか、については -d の項で考える。-p の用例はない。他の 4 枚にもない。

-d：vnd⁽²²⁾ 以外では次のような例がある。a) allem land(11, 15), in dem land(22), zü einem vrchünd(26)；b) verfaumpt wurd(20) <接続

法過去>； c) an widerred(16)； d) a^uf fand Johannes altare(13)； e) all welhifchiu land(1) <複数 4 格>； f) G^otfrid(1, 25) <1 格>, fra^w Alhaid(10)

この証文 6 の中には-de の例はないが、他の証文には次のような対比されるべき例がある。a)には ze ainem vrch^unde(32, 24)⁽²³⁾、c)には an all widerrede(12, 22, 32, 16)、d)には in der obgenanten fande chirchen(32, 13) 即ちこれらの-d の例は、他の証文における用例との比較対照から-e の脱落 (Apokope) によるものと判断される。

ここでこの脱落について述べておきたいことがある。-e が脱落するということは音のレベルの事柄である。表記上 e が消えているが、-de の d はそのままである。このことは形態論上そもそも-e のつかない、即ち無語尾の場合は-t で表されている事実に対比される。後で見るように der Zant ⇄ dem Zande という例が証文 9 にある。これは Mhd. の通常表記 blint, blinder ... と同じ原則に基づくものであり、音と文字とが一対一に対応している。これに対し Nhd. では blind, blinder ... といった表記をする。ここでは Mhd. と異なり、音と文字とが一対一とはならず、d は [d] を表すと同時に語末では [t] を表す。これは表記上 blind- の部分を不変にしようとする原則から来るものである。der Zant ⇄ dem Zande という例は証文 9 のものではあるが、この証文 6 も同じ Mhd. の原則で書かれているとみて間違いない。とすれば語末の-d は Nhd. の意味での [t] ではあり得ないことになる。[t] なら t と表記されたであろうから。ではこの-d はどんな音を表しているのだろうか。いくつかの可能性が考えられる。ひとつには [d] そのもの、あるいはその無声化したもの、即ち無声化した Lenis (軟子音)。また表記上は-e が消えているが発音上は完全には消えていなかったというようなこともあったかもしれない。いずれにせよ重要なことは、この証文における-d は Nhd. におけるそれとは異なって音を反映しており、-e の脱落を示すものだということである。このことは-b, -d にもあてはまる。

また残りの例で a) allem land(11, 15), in dem land(22)は z^u einem vrch^und(26)と同じく中性 3 格の例であり、-e の脱落によるものであることは明らかである。b) verfa^umpft wurd(20) <接続法過去>の wurd は mhd. w^urde に対応するから当然-e の脱落が生じていることになる。このように見てくれば残りの例も-e の脱落と解さなければならない。e)

all welhi-fchiu land(1)は複数 1 格であり、lande から-e が脱落したと考えなければならない。注意しないと見過ごし易いが、古い無語尾の複数形ではないのである⁽²⁴⁾。f) G^otfrid(1, 25)〈1 格〉, fraw Alhaid(10)〈3 格〉はどちらも人名であるが、語末がいずれも-d となっているのは前の例と同様 e の脱落として説明できる。このほか lantherrn(10, 22), landherrn(15)という例がある。この場合 *lande-の可能性はないし、後に h が続くという音声環境では d の音は出ないので、lantherrn の綴り方が正しいことになる⁽²⁵⁾。

-t: 上の-d との関係で問題となるのは語形変化で-d-となるものである。該当するのは形容詞⁽²⁶⁾ chunt(2) [〈mhd. kunt, -des〉] だけである。-t で表されていることは *chunde のような形から-e が脱落したのではなく、語形としてそもそも無語尾であることを示すものである。

-g: tegleich(16)〈副詞〉は mhd. tagelîche/tegelîche に対応するもので、語中ではあるが語末音脱落に準じて扱われるべきもので、tege-の e が脱落して teg-となっていると考えられる。後に流音 l が続くという音声環境も ch となるのを阻止する方向で働いているであろう。als lang(23)は lange から e が脱落したものである。

-ch: Mhd. では-c で終わる語が、バイエルン方言で書かれた我々の証文では-ch で現れる。Haýmberch(1), chuenftich(2), fibenzich(8), tach(18)〈単数 4 格〉, Ludweich(26)は母音の語尾がつけば-g-となるものである⁽²⁷⁾。これに対し aúch(9, 20), nach(20, 28), fich(22)は不変化の語であり、-leich に終わる redleich(7)等、および Hainreich(26, 27), march(8)は語形変化しても-g-が出てこない。

-f/-u: この他に an difen prief(26)〈3 格〉, an difem offen prieue〈3 格〉というように語末で f、母音が続くと u(=v)という例が見られる。歴史音韻論的には理由のあるものである。

2. 形態

形容詞: 「二重母音化」で述べたように強変化女性単数 1 格の語尾が 4 格へ転用されている。

無語尾の all: 語尾を持つ形については特に記すようなことはない。問題となるのは all という無語尾形である。複数 1 格: die all priestre sint(5)⁽²⁸⁾, all vnser nachchomen(14, 18) (〈mhd. nâchkome)。複数 4 格:

vber *all* welhifchiu Land(1) 〈中性〉, für *all* vnser nachchomen(7), *all* tage(12), *all* meffe(24)。最後の例は meffe の語形からは単複いずれにもとれるが⁽²⁹⁾、vntze daz wir *all* meffe erstaten 「我々が（怠った）全てのミサを補うまで」という意味から考えて複数であろう。

この証文にはもう一つ *all* の例があって、それは an (=ohne) *all* faumunge(16)である。faumunge も女性強変化名詞であり、形からだけではやはり単複両方の可能性がある。使われている文脈は an *all* faumunge vnd an *allez* vnderlazz(16-17)で証文の文に特有の、同じ内容の語句の繰り返しとなっている。後に単数形 *allez* vnderlazz が来ているから、*all* faumunge も単数形と見るのが自然であろう。とすれば女性単数 4 格で無語尾の *all* の例となる。

所有代名詞

ir : 元来 3 人称女性単数および複数には所有代名詞が存在しなかった。人称代名詞 2 格で補われた。mit *ir* aller rat(6) 〈複数 2 格〉はその例である。allen *iren* erben(11), allen *iren* nachchomen(11, 15)のように語尾変化をするようになったのは Md. が最初で 12 世紀のこととされる⁽³⁰⁾。

unser : mit *vnferr* pruedre ... wort(3) 〈複数 2 格〉, in *vnferem* (<vnf'em) Teutfchenhaufe(3), *vnfers* (<vnf's) ordens(7, 17), *vnfers* ordens(14, 19), *vnfers* (<vnf's) hoves(23), datze *vnferr* (<vnf'r) frawen(12)⁽³¹⁾, *all vnfer* nachchomen(14, 19) 〈男性複数 1 格〉, *vnfer* nachchomen(18) 〈同〉, für die selben *vnfer* pruedre(6) 〈男性複数 4 格〉, für *all vnfer* nachchomen(7) 〈同〉, *vnfriü* infigle(25) 〈中性複数 4 格〉

all の場合と同じく男性複数 1・4 格では常に無語尾で現れている。Mhd. では所有代名詞は形容詞強変化と同じ変化をするとされるが⁽³²⁾、14 世紀以降の流れは *unser* → *unsere* となっている⁽³³⁾。

v か *v̄* については v が *vnfer*(5 x), *vnfers*(3 x), *vnfriü*(1 x) で計 9 例、*v̄* が *vnfers*(2 x), *vnferem*(1 x), *vnferr*(2 x) で 5 例となっている。*vnfer* のように *v̄* などとなる語形は 14-16 世紀の obd. の資料に稀に現れるとある⁽³⁴⁾。

定冠詞：「二重母音化」の項で見たように女性単数 1 格 mhd. *diu* が 4 格に転用されている。

名詞：複数形

mhd. *bruoder* : mit *vnferr* prüdre 〈複数 2 格〉 ... wort vnd will(3)

für die selben vnfer prüdre(3)〈複数 4 格〉という例がある。mhd. bruoder(=nhd. Bruder)は少数の親族名称として単数形では無変化という特殊な名詞に属していた。-dre は-dere が語中音脱落 (Synkope) を起こしたものと考えられる。この直後に単数形⁽³⁵⁾ で prüder と 6 例あることから判るようにüはuのウムラウトを表したものではなく、mhd. bruoder のuoに相当するものであろう。注目すべきは prüder〈単数〉⇔prüdre〈複数〉の対立であり、複数に-e という語尾がついて、a-語幹(mhd. tac - tage)と同じ複数形を作っている。これは Mhd. の文法書に見られない現象である。

中性複数：「子音-d」の項で述べたところから all welhifschiu land(1)において land は lande が語末音脱落を起こしたものと見るべきである。男性名詞 a-語幹型の複数形となっている。Infigle〈中性複数 4 格〉(25)(〈mhd. insigele, insigel)は証文 9 等に単数形 infigel(18)が出てくる。複数で語尾-e をとっていることが注目される。やはり男性名詞 a-語幹型の複数形となっているのである。

動詞

fulent(21, 23)は過去現在動詞であり、本来過去形の人称変化をする。従って Mhd. では一般の動詞の場合は 3 人称複数現在が-t で終わるが⁽³⁶⁾、過去現在動詞は-t につかない。一般動詞の語尾が過去現在動詞へ転用されているのである。そもそも後世この 3 人称複数の-t は消滅していくのであるが、この時期には本来つかないはずの種類の動詞にまで勢力を拡大しているのが注目される。しかし文法書にはこの現象に関する記述がない。

証文 9

二重母音化：Prvnfweich(=nhd. Braunschweig)：Prvn-の部分は二重母音化してないが、-fweich の部分は二重母音化している。このような首尾一貫性のなさが、混乱期の書法という印象を与える。

子音：-d：an geuerd(8)は mhd. geværde に対応し、-e の脱落と考えられる。von Greiffen dem Zande(10)は同じこの証文 9 に Greiffe der Zant(12)という例がある。名前であり、語源は不明であるが、der Zant⇔dem Zande という交替は証文 6 の「-d/-t」で述べたように Mhd. の書法の原則に基づくものである。

証文 10

vnfer の変化形と省略符号

vnf'es ordens(16, 21, 22, 28), vnf'es haufes(29) これが vnf'es 即ち vnferes なのか vnfe's 即ち vnfers なのか。後者が正しいなら省略符号「'」が r を表すことになる。しかし省略符号「'」は St'zingen(=Sterzingen)のように er を表すのが普通である。しかし手書きの常として、実際の原文では省略符号「'」の位置がはっきりせず、むしろどちらかといえば後者のように見える。しかしながら実は他方で省略符号を使わない例 vnferes ordens(3, 13, 20)が複数存在する。また vnf's ordens(17)という例があり、これは vnfers と読むほかはない。逆に言えば、このように vnfers を表す場合、現に vnf's と記しているから、vnfe's とは記さないであろう。このように見ればこれは vnf'es 即ち vnferes と読むのが正しいことが判る。

また更に all vnf' nachchomen(15), dehain vnf' prueder(27), dehain vnf' nachchomen(28)に対し all vnfer pruedre(12), all vnfer nachchomen(13), vnfer nachchomen(17, 20, 21, 22)のように省略しない形があり、vnf'が vnfer を表していることは明らかである。

語末音脱落：vnf'en aýgen hof(25)では本来 *aýgenen とあるべきところであるが、語末の-en が脱落して aýgen という形になっている。

形態：mit vnferem (<vnf'em) hangendem infigel(29)。-em, -em と強変化形が続くこと、infigel で-e が脱落していることが注目すべき点である。

証文 12

all/alle : für all vnfer nachchomen(12) <4格>, all tage(14, 15) <4格>, an all widerrede(22) ⇔ alle vnfer nachchomen(8) <1格>, alle tage(9) <4格>。alle については証文 32 で述べる。重要なことは all と alle が同じ環境で使われていることである。

証文 32

概して前の4枚の証文とはやや異なった傾向を示す。

母音：二重母音化は他の4枚と比べて更に進んでいる。二重母音化されていないのは女性単数4格の diu selbe meffe(13), diü obgenannte frümeffe(14)だけである。但し同時に女性単数では1格で daz deü wochen

gantz fei(11), vnfer wifen dev gehaizzen ift(17) <関係代名詞>、4 格で dev gemaine ftrazze(18), dev(18) <関係代名詞>, dev meffe(21)と二重母音化された例がある。証文 6 ではまだ二重母音化されていないものがある。ここでは a) Lantkümenteüer(1), chümenteüer(3), chümenteüer(4, 4); c) ain ewegeü vnd taeglicheü frümefte(8); f) gezeügen(26); g) dreü(29)のように二重母音化されている。

語末音：他の 4 枚では diu felb となっていたものが、この証文では diu felbe というように語末音が保持されている。このことは他の証文で all となっているのに対し、この証文では alle となっていることと一致する。

子音

s/z：証文 32 の誤りは mit prüder Fridereichez ... rat (3), mit prüder Chünratz ... rat(4)の 2 つである。この 2 つは他の正しく -s の語尾を持つ 3 名の騎士団員と並べて挙げられている。

-d：-de で終わっている例は a) ze Triende(4), b) an allez geüaerde(15)という例がある。a) については 1 格の用例はないが、恐らく nhd. Trient と同様に -t で終わっていたであろう。この北イタリアの都市トレントのラテン語名は Tridentum であることを考慮すると、このドイツ語では 3 格において -e がつくことで -t → -de の交替が生じていると考えられる。

同化：Lantkümenteüer(1)他の証文では Lant の t が g であった。ここでは同化は生じていない。

w > b, b > w：w, b の混同はこの時期のバイエルン方言の現象として知られているものである。w > b：gebefen(25)(=gewesen) ⇔ b > w：Reichenwach(5)(=Reichenbach)

形態

定冠詞：4 格で die frümefte(9)という例があり、この形だけからすれば複数形であるが、実際は als man die frümefte hat vnd halt an Meran oder ze Pozen「メラーンやポーツェンで早朝ミサをするように」という文脈で現れ、意味からすれば単数と考えられる。もし単数とすれば Mhd. としては正しいのであるが、この証文では「二重母音化」の項で述べたように diu, dev となるはずで、むしろ誤記ということになる。

alle：証文 6 の all はこの証文では alle となっている。alle vnfer prüder(7), alle wochen(10), fur alle vnfer nachchomen(12), alle tage(13),

alle ir nachchomen(16), an alle widerrede(16)

証文 6 でも同様の問題があったが an alle widerrede(16)は単数か複数か。ここでも widerrede は女性強変化名詞であり、語形の上からは両方の可能性がある。この証文でも同様の表現として an allen vnderlaz(8), an allez geüaerde(15)が出てくる。これらはいずれも単数である。従って widerrede も意味上は単数と考えるのが自然である。とすれば女性単数 4 格での alle の例となる。

ここでさらに考えなければならないのは、この alle は語尾を持っているか、ということである。確かにこの alle は形の上では Mhd. における形容詞強変化女性単数 4 格の blind-e と一致する。しかし証文 6 の「二重母音化」の項で見たと同じ仕方で、この証文においても形容詞の女性単数 4 格の例として ain ewegeü vnd taeglicheü frümefte(8)があり、また定冠詞については diu selbe meffe(13), diü obgenante frümefte(14)のような女性単数 4 格の例がある。つまり alle が強変化語尾を持つとすれば、それは alleu のような形でなければならない。このように考えれば alle という形は語尾を持っていないに等しいことになる。実際使われ方も他の証文の all と同じである⁽³⁷⁾。

複数形

die obegenanten purger(16)〈複数 1 格〉 証文 6 では purgere というように -e がついていた。

meffe : die vier meffe(11)〈4 格〉, drei frümefsen(11)前者は本来の強変化、後者は非本来的な弱変化形である。

woche : alle wochen(10), daz deü wochen gantz fei(11)後者は deü という女性単数の定冠詞（複数なら die）、fei という動詞の単数形から wochen は単数形のつもりであろうが複数形と同じ形である。

wifen : vnferre wifen, dev gehaizzen ift daz Pitzawñ(17)「(daz) Pitzawñ と呼ばれる我々の牧草地」; die felben wifen(20) 前者は後者の例から複数形である。しかし続く関係文では女性単数として扱われている。

注

- (1) Fischnaler S. VIII によれば 1233 頃にドイツ騎士団の騎士修道会管区 (Kommende) 本部が Sterzing に置かれた。Huter の „Sterzing“ の項によれば 13 世紀初めに (シュテルツィングの西の近郊にある集落) Thuins の下方の Moos にマリア教会が

教区教会として現れる。その近くに貴族である Hugo von Taufers が聖霊病院を寄進した。両者は 13 世紀中頃ここに管区を設置したドイツ騎士団の手に渡った。

- (2) 数字は証文番号を示す。卑見によればこれら 5 枚のうち、9, 10, 12 はその筆跡から判断して、同一人物によって書かれたと判断される。
- (3) 資料とする証文はいずれも未刊行の手書きのオリジナルをマイクロフィルムに撮影したものである。マイクロフィルム撮影は Bozen にある Südtiroler Landesarchiv の館員の御尽力によるものであり、記して感謝申し上げる。なお証文番号は Stadtarchiv Sterzing として管理されている文書館のものによっている。
- (4) 拙稿 A 215 頁参照。
- (5) 拙稿 1996 246-251 頁参照。
- (6) 詳細については拙稿 A 215, 223-226 頁を参照。
- (7) なお 77 (1387 年) もこの形式を取っている。この証文はシュテルツィングの北、Eisack 川谷を扼する Straßberg 城 (Burg) で判事を務める Phillip von Friedberg が係争に対して下した判決文である。ドイツ騎士団とは直接関係がない。
- (8) 拙稿 1996 において Hardegg 証文集について行ったものが最初で、次いで拙稿 A で Sterzing 証文集について行った。
- (9) de Boor S. 8, 20, 26, 92 参照。
- (10) 使用している省略記号については拙稿 A 222-223 頁を見られたい。
- (11) 証文 9, 10, 12 も ... diwer の部分は同じである。なお用例の後の () 内の数字は何行目に現れるかを示す。以下同様。
- (12) 同書には現代語の Komtur に当たり、古仏語 commendeor、ラテン語 commendator に由来すると記されている。
- (13) Protokoll, Intitulatio, Narratio 等の証文の各部分の名称については Brandt S. 110 参照。
- (14) 証文は一定の形式で書かれるから、そもそも全体として定型的な文が多いが、中でも冒頭の Protokoll、末尾の Eschatokoll (終結部) のような部分は特に定型的な箇所であり、古形が出易い。これに対し Text (主要部) の中心部分である Narratio 以下 Dispositio, Sanctio (罰則文) は具体的な記述が入り、個々の事例で異なるから比較的非定型的な部分である。
- (15) ^evnferr (<^evnfr) は原文が ^evnfr であること、省略記号を読みほどけば ^evnferr となることを表す。手書きの原文で省略記号の位置は明瞭でないが、省略符号「^e」が通常 er を表すこと、また特に 3 行目に ^evnferr とあること、から ^evnfr' ではなく、^evnfr のはずである。証文 10 の項を参照。
- (16) PMS § 116, 1a Nr. 16 参照。
- (17) WEM § 91, PMS § 24 参照。
- (18) Weinhold-B § 15, § 338 参照。

- (19) s/z については拙稿 1985 を参照。
- (20) 拙稿 B 216-217 頁参照。
- (21) この「脱落」ということばであるが、後に見るように -b, -d, -g の場合、語末の -e が表記上消えても -p, -t, -ch とはならず -b, -d, -g のままであることが本稿の資料の特徴である。-e が「脱落」はしても、それが存在した痕跡を残していることになる。
- (22) ahd. inti, unde 等、mhd. unde の形から -e の脱落であることは明らかである。
- (23) 32, 24 は証文 32 の 24 行目に出る用例であることを示す。
- (24) mhd. lant の複数形には 3 つの形があり、ひとつは語尾のない lant で、これが本来の形である。二つ目は -er の語尾がつき、ウムラウトを起こした lender、三番目は 12 世紀以来のもので男性形からの類推により lande となるものである。Mettke § 76 参照。
- (25) 証文 9 にも lantherrn(12) の用例がある。
- (26) mhd. kunt は形容詞に分類されるが、意味から言えば mhd. kunt tuon という「形容詞+動詞」は現代語の kundtun という分離動詞に相当する。
- (27) Ludweich は Nhd. で Ludwig と綴るが、実際、証文 10 に Ludweige(7) <3 格> という語形が現れる。
- (28) 「全員 Priester である……」ということで関係代名詞 die と同格の用法である。priestre を直接修飾しているのではない。
- (29) mhd. mēsse は女性強変化、従って 1・4 格では単複同形。
- (30) Mettke § 107 参照。
- (31) -rr の形はバイエルン、シュレージエン地域に散発的に見られるという。Gr. d. Frnhd. VII § 47, 2 Anm. 5 参照。
- (32) Mettke § 107 参照。
- (33) Gr. d. Frnhd. VII S. 368 の一覧表参照。
- (34) Gr. d. Frnhd. VII § 44 Anm. 7 参照。また Mchels § 55 Anm. 3, § 225 Anm., § 235 Anm. はこのような形は南部アレマン方言（および南部バイエルン方言？）に現れ、実際のウムラウトが考えられる、としている。
- (35) 2 格であるが、既に述べたように本来 mhd. brüoder は単数では無変化であった。Mettke § 86 参照。また prüder Hermannes などというように肩書き・称号なるがゆえの無変化である可能性がある。現代語の Professor Schulzes^edes Professors を参照。
- (36) この証文においても fehent(2), hörent(2), lefent(2) のように -t がついている。
- (37) 近年の Frnhd. の文法書ではこのような alle を „erweitertes unflektiertes alle“ 「無変化拡大語尾の alle」と呼んでいる。Gr. d. Frnhd. VII § 93 Anm. 1 参照。

付表

証文番号 (年/月/日)	-s		-z		-ss-		-zz-	
	○	×	○	×	○	×	○	×
06(1332/02/02)	29	0	8	0	7	0	5	0
09(1335/01/22)	32	0	12	0	6	0	5	0
10(1336/02/14)	50	0	17	0	11	0	6	0
12(1338/04/23)	44	0	12	0	9	0	4	0
32(1367/02/01)	39	0	15	2	8	0	7	0

-zz-についてはそれが germ. t に由来すれば○とする。判断基準は-ss-との区別がなされているかどうかである。例えば 6, 7: verhaizzen は、辞書の見出し語等の標準化された mhd. の形は verheizen であり、z であって zz ではないが、この点は問題としていない。

09: -zz-で固有名詞 Heuzzen(5)は語源が不明であり、○×から除外。

10: -s で語源不明の固有名詞 Trens(31), Lefs(31)を○×から除く。

12: -s で語源不明の固有名詞 Lefs(30), Stilfs(31)を○×から除く。

32: -s で語源不明の固有名詞 Lengemos(3), Vylanders(5), Trens(27, 27)は○×から除外。

省略記号

ahd.	= althochdeutsch	(古高ドイツ語)
frnhd.	= frühneuhochdeutsch	(初期新高ドイツ語)
germ.	= germanisch	(ゲルマン語)
md.	= mitteldeutsch	(中部ドイツ語)
mhd.	= mittelhochdeutsch	(中高ドイツ語)
nhd.	= neuhochdeutsch	(新高ドイツ語)
obd.	= oberdeutsch	(上部〈南部〉ドイツ語)

文献表

- Boor, Helmut de: Actum et Datum. Eine Untersuchung zur Formelsprache der deutschen Urkunden im 13. Jahrhundert. München 1975
- Brandt, A. von: Werkzeug des Historikers. 2. Aufl. Stuttgart 1958
- Fischnaler, C: Urkunden-Regesten aus dem Stadtarchiv in Sterzing. Innsbruck 1902

- Gr. d. Frnhd. VII=M. Walch/S. Häckel : Grammatik des Frühneuhochdeutschen.
Bd. VII. Heidelberg 1988
- Hennig, Beate : Kleines Mittelhochdeutsches Wörterbuch. 3. Aufl. Tübingen 1998
- Huter, Franz [Hrsg.] : Handbuch der historischen Stätten, Österreich. 2. Bd.
Alpenländer mit Südtirol. Stuttgart 1978
- Kluge=Fr. Kluge : Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache. 22. Aufl.
Berlin-New York 1989
- 大 Lexen=M. Lexen : Mittelhochdeutsches Handwörterbuch. Stuttgart 1965
- 小 Lexen=M. Lexen : Mittelhochdeutsches Taschenwörterbuch. 33. Aufl. Leipzig
1969
- Mettke=H. Mettkle : Mittelhochdeutsche Grammatik. 5. Aufl. Leipzig 1983
- Michels=V. Michels : Mittelhochdeutsche Grammatik. 5. Aufl. Heidelberg 1979
- PMS=H. Paul/H. Moser/I. Schröbler : Mittelhochdeutsche Grammatik. 20. Aufl.
Tübingen 1969
- Weinhold=K. Weinhold : Mittelhochdeutsche Grammatik. 2. Ausg. Paderborn 1967
- Weinhold-B=K. Weinhold : Bairische Grammatik. Nendeln 1980
- WEM=K. Weinhold/G. Ehrismann/H. Moser : Kleine mittelhochdeutsche
Grammatik. 18. Aufl. Wien 1986
- 拙稿 1985=松尾誠之 : Hardegger Urkunden 研究——14 世紀前半——(1)
山口大学「独仏文学」第 7 号 (1985) 77-107 頁
- 拙稿 1996=松尾誠之 : Hardegger Urkunden 研究——証文の日付の表記について——
岐阜大学教養部研究報告 第 34 号 (1996), 235-251 頁
- 拙稿 A =松尾誠之 : 14 世紀の Sterzing (南チロル) の Urkunden に関する研究
——日付の表記について——
ドイツ文学研究 (日本独文学会 東海支部) 29 号 (1997) 213-227 頁
- 拙稿 B =松尾誠之 : 14 世紀中葉の 8 枚のシュテルツィング (南チロル) の証文について
愛知県立大学外国語学部紀要 (言語・文学編) 第 32 号 (2000) 209-227 頁